

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 保安林の指定予定

〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

○ 都市計画事業の事業計画の変更に関する
周知のための措置

【教育委員会】

○ 教育職員の免許状の有効期間の更新等に
関する規則の一部を改正する規則

（県例規集掲載）

治山課

〃

財産活用課

都市計画課

教育委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市山久世字山獄一七四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市坪井上字カラ谷一六八六の二、一六八七の一から一六八七の六まで、一六八八の一、字カラ谷後一六八九の四、一六八九の六、一六八九の七

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成31年1月8日 岡山県公報 第12057号

(二) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
 平成三十一年一月八日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

土地(建付地) 売払い契約				土地(建付地) 売払い契約	契約種別		
1 土地 倉敷市児島稗田	2 建物 岡山市東区瀬戸 町光明谷字前横田 二三九番地一			1 土地 岡山市東区瀬戸 町光明谷字前横田 二三九番一外	所 在		
宅地	鉄骨造平家建	コンクリート ブロック造平 家建	鉄筋コンクリ ート造二階建	宅地	地目又は 構 造		
八七二・二七	八・五五	八・五一	五二四・四二	九八一・一三	面積(平方メー ートル)		
○円				二四、七三二、〇 〇〇円	予定価格(最低売 払価格)		
平成三十一年一月 二十二日(火)				平成三十一年一月 二十一日(月) 午前十時三十分	日 時	現 場 説 明	
倉敷市児島稗田町 字濁池三〇三二番				光明谷字前横田二 三九番一外	場 所		
平成三十一年二月 十九日(火)				平成三十一年二月 十九日(火) 午前十時三十分	日 時	入札の日時及び場所	
				岡山県庁分庁舎五 階五〇一会議室	場 所		

平成31年1月8日 岡山県公報 第12057号

		土地(建付地) 売払い契約							
2 建物 瀬戸内市邑久町 本庄字西ノ谷二三		1 土地 瀬戸内市邑久町 本庄字西ノ谷二三 八〇番四外		2 建物 倉敷市児島稗田 町字辻三〇三五番 地一外		町字濁池三〇三二 番九外			
コンクリート ブロック造平 家建		宅地		コンクリート ブロック造平 家建		コンクリート ブロック造平 家建		鉄筋コンクリ ート造二階建	
七八・一八		二六二・四六		七・七八		三七・五〇		二四八・〇四	
		三、七七二、八〇 〇円							
		平成三十一年一月 二十一日(月) 午後二時						午前十時三十分	
		瀬戸内市邑久町本 庄字西ノ谷二三八 〇番四外						九外	
		平成三十一年二月 十九日(火) 午後三時三十分						午後一時三十分	

八〇番地四	
家建	軽量鉄骨造平 六・六八
家建	軽量鉄骨造平 四・三〇

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
 - 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めたとあって、その認めた日から三年を経過しないもの
 - 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
 - 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
 - 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
 - 8 その他知事が不相当と認める者
- 三 入札参加申込み
- 入札に参加しようとする者は、平成三十一年一月二十九日（火）午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。
- 四 契約条項を示す場所
- 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課
- 五 入札保証金
- 見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

- 1 入札に参加することができない者のした入札
- 2 談合してした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 入札書の金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- 5 二以上の入札をした者のした入札
- 6 郵便又は電信による入札
- 7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

平成31年1月8日 岡山県公報 第12057号

〔三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、中国地方整備局長から次のとおり都市計画法事業の変更の認可があった。

平成三十一年一月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画事業の種類及び名称

岡山県南広域都市計画下水道事業児島湖流域下水道

二 施行者の名称

岡山県

三 事務所の所在地

玉野市東七区四五三（備前県民局建設部児島湖流域浄水班内）

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

◎岡山県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年一月八日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十年岡山県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

- 三 岡山市立学校園教職員及び団体表彰規則（平成三十年岡山市教育委員会規則第三十四号）第四条の規定による教員に対する教育功労賞

附 則

この規則は、公布の日から施行する。